

2025年4月25日

会員各位

軟包装衛生協議会 事務局

ポジティブリスト制度完全施行に伴う情報伝達と
軟衛協版 情報伝達フォーマット【完全施行対応】例について

平成30(2018)年に改正された食品衛生法が本年6月1日に完全施行となります。改正食品衛生法の別表第1(ポジティブリスト)は、令和2(2020)年4月28日の告示第196号により公表されました。そして、同年6月1日の施行日から、同法第53条に基づき、製造事業者には容器包装のポジティブリスト適合に関する情報を伝達する義務が課せられました。この情報伝達の義務を果たすためには、原材料メーカーから適合性の情報を入手し、容器包装の販売の相手方に適合性を伝達することが必要です。なお、経過措置として5年間(令和7(2025)年5月31日まで)は、施行前に流通している器具・容器包装あるいはそれと「同様のもの」と判断できるものは法適合とみなされます。

弊会では、2020年4月から各社が個別のフォーマットで情報伝達の義務を果たすことで起こりうる混乱を防ぐことを目的に2020年4月の告示第196号に合わせて「軟衛協版 情報伝達フォーマット例」を公開してまいりました。このフォーマットは、5年間の経過措置を含めて情報伝達ができ、会員の皆さまにご活用いただきました。

ポジティブリストは令和5(2023)年11月30日の告示第324号で改編・再整理され、さらに令和6(2024)年9月27日の告示第128号で追加改正されました。この改正ポジティブリストは令和7(2025)年6月1日に施行されます。これに合わせて「軟衛協版 情報伝達フォーマット【完全施行対応】例」を作成しました。必要に応じてご活用ください。

以下の4つの状況に対応することを想定して4種類のフォーマットがあります。

	ポジティブリスト適合だけでなく、 食品衛生法全般への適合も 併せて伝達する場合	ポジティブリストの適合に 限定して伝達する場合
納入製品について 一括して伝達する場合	フォーマット1	フォーマット2
納入製品について 個別に伝達する場合	フォーマット3	フォーマット4

※フォーマット3、4は、必要に応じて一覧表を添付することも可能です。

以上

フォーマット1

ポジティブリスト適合だけでなく、食品衛生法全般への適合も併せて伝達する場合 + 納入製品について一括して伝達する場合

令和7(2025)年6月1日

〇〇食品株式会社 御中

△△容器包装株式会社
品質保証部
(役職 氏名)

食品衛生法に関する自己宣言書

拝啓 貴社益々ご清栄の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第53条のポジティブリスト適合性の情報伝達の定めに基づき、お納めしております製品に関して下記(1)の通りご報告いたします。

また、合わせて(2)、(3)についてご報告いたします。ご査収のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

弊社よりお納めしております、食品衛生法のポジティブリスト制度の規制対象となります全製品について、以下の適合性を確認しております。

[適合規格]

(1) 食品衛生法 第18条の規定に基づき、令和7(2025)年6月1日施行後の食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)に適合していること。

即ち、同第3のAの8に従い、別表第1(令和5(2023)年11月30日公布 告示第324号、及び令和6(2024)年9月27日追加改正 告示第128号)、あるいはAの9に記載された原材料で構成されていること。

記載されていない場合は食品衛生法第18条3項ただし書きが適用されること。

またDの2の(1)一般規格、及び同(2)の個別規格を満たすこと。

さらに容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装はEの用途別規格を満たすこと。

(2) 食品衛生法 第52条に基づき適正な製造管理に取り組んでいること。

(3) 印刷インキ工業会が制定した印刷インキに関する自主規制(NL規制)、及び日本接着剤工業会が制定した食品包装材料用接着剤等に関する自主規制(NL規制)に適合すること。

[補足]

① 令和5(2023)年11月30日公布の告示第324号にて食品区分や最高温度等の制限事項が削除されました。食品衛生法第52条に基づく食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号、令和5(2023)年11月30日改正省令公布、令和7(2025)年6月1日施行)第66条の5の第2項の4において、新たに、食品衛生上の危害発生防止を目的として、製品の使用条件を販売先と共有することが求められました。当該製品は、貴社ご提供の情報(内容物・流通条件等)又はご指示に基づいて仕様設計・製造管理を行っておりますことをご報告します。

② 告示第324号にて別表第1から無機物質・天然有機物・塗布剤等が削除されました。これらは記載が無くても従来通り使用可能であり、改正前から当該製品での使用方法に変更はありません。

以上

フォーマット2

ポジティブリストの適合に限定して伝達する場合 + 納入製品について一括して伝達する場合

令和7(2025)年6月1日

〇〇食品株式会社 御中

△△容器包装株式会社
品質保証部
(役職 氏名)

食品衛生法に関する自己宣言書

拝啓 貴社益々ご清栄の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第53条のポジティブリスト適合性の情報伝達の定めに基づき、お納めしております製品に関して下記(1)の通りご報告いたします。

敬具

記

弊社よりお納めしております、食品衛生法のポジティブリスト制度の規制対象となります全製品について、以下の適合性を確認しております。

[適合規格]

(1) 食品衛生法 第18条の規定に基づき、令和7(2025)年6月1日施行後の食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)に適合していること。

即ち、同第3のAの8に従い、別表第1(令和5(2023)年11月30日公布 告示第324号、及び令和6(2024)年9月27日追加改正 告示第128号)、あるいはAの9に記載された原材料で構成されていること。

記載されていない場合は食品衛生法第18条3項ただし書きが適用されること。

[補足]

① 令和5(2023)年11月30日公布の告示第324号にて食品区分や最高温度等の制限事項が削除されました。食品衛生法第52条に基づく食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号、令和5(2023)年11月30日改正省令公布、令和7(2025)年6月1日施行)第66条の5の第2項の4において、新たに、食品衛生上の危害発生防止を目的として、製品の使用条件を販売先と共有することが求められました。当該製品は、貴社ご提供の情報(内容物・流通条件等)又はご指示に基づいて仕様設計・製造管理を行っておりますことをご報告します。

② 告示第324号にて別表第1から無機物質・天然有機物・塗布剤等が削除されました。これらは記載が無くても従来通り使用可能であり、改正前から当該製品での使用方法に変更はありません。

以上

フォーマット3

ポジティブリスト適合だけでなく、食品衛生法全般への適合も併せて伝達する場合 +納入製品について個別に伝達する場合

令和7(2025)年6月1日

〇〇食品株式会社 御中

△△容器包装株式会社
品質保証部
(役職 氏名)

食品衛生法に関する自己宣言書

拝啓 貴社益々ご清栄の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第53条のポジティブリスト適合性の情報伝達の定めに基づき、お納めしております製品に関して下記(1)の通りご報告いたします。

また、合わせて(2)、(3)についてご報告いたします。ご査収のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

弊社よりお納めしております、食品衛生法のポジティブリスト制度の規制対象となります次の製品について、以下の適合性を確認しております。

[対象製品名]: (多数の場合は別紙)

[仕様構成]: (必要に応じて記載)

[適合規格]

(1) 食品衛生法 第18条の規定に基づき、令和7(2025)年6月1日施行後の食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)に適合していること。

即ち、同第3のAの8に従い、別表第1(令和5(2023)年11月30日公布 告示第324号、及び令和6(2024)年9月27日追加改正 告示第128号)、あるいはAの9に記載された原材料で構成されていること。

記載されていない場合は食品衛生法第18条3項ただし書きが適用されること。

またDの2の(1)一般規格、及び同(2)の個別規格を満たすこと。

さらに容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装はEの用途別規格を満たすこと。

(2) 食品衛生法 第52条に基づき適正な製造管理に取り組んでいること。

(3) 印刷インキ工業会が制定した印刷インキに関する自主規制(NL規制)、及び日本接着剤工業会が制定した食品包装材料用接着剤等に関する自主規制(NL規制)に適合すること。

[補足]

① 令和5(2023)年11月30日公布の告示第324号にて食品区分や最高温度等の制限事項が削除されました。食品衛生法第52条に基づく食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号、令和5(2023)年11月30日改正省令公布、令和7(2025)年6月1日施行)第66条の5の第2項の4において、新たに、食品衛生上の危害発生防止を目的として、製品の使用条件を販売先と共有することが求められました。当該製品は、貴社ご提供の情報(内容物・流通条件等)又はご指示に基づいて仕様設計・製造管理を行っておりますことをご報告します。

② 告示第324号にて別表第1から無機物質・天然有機物・塗布剤等が削除されました。これらは記載が無くても従来通り使用可能であり、改正前から当該製品での使用方法に変更はありません。

以上

令和7(2025)年6月1日

〇〇食品株式会社 御中

△△容器包装株式会社
品質保証部
(役職 氏名)

食品衛生法に関する自己宣言書

拝啓 貴社益々ご清栄の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第53条のポジティブリスト適合性の情報伝達の定めに基づき、お納めしております製品に関して下記(1)の通りご報告いたします。

敬具

記

弊社よりお納めしております、食品衛生法のポジティブリスト制度の規制対象となります次の製品について、以下の適合性を確認しております。

[対象製品名]: (多数の場合は別紙)

[仕様構成]: (必要に応じて記載)

[適合規格]

(1) 食品衛生法 第18条の規定に基づき、令和7(2025)年6月1日施行後の食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)に適合していること。

即ち、同第3のAの8に従い、別表第1(令和5(2023)年11月30日公布 告示第324号、及び令和6(2024)年9月27日追加改正 告示第128号)、あるいはAの9に記載された原材料で構成されていること。

記載されていない場合は食品衛生法第18条3項ただし書きが適用されること。

[補足]

①令和5(2023)年11月30日公布の告示第324号にて食品区分や最高温度等の制限事項が削除されました。食品衛生法第52条に基づく食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号、令和5(2023)年11月30日改正省令公布、令和7(2025)年6月1日施行)第66条の5の第2項の4において、新たに、食品衛生上の危害発生防止を目的として、製品の使用条件を販売先と共有することが求められました。当該製品は、貴社ご提供の情報(内容物・流通条件等)又はご指示に基づいて仕様設計・製造管理を行っておりますことをご報告します。

②告示第324号にて別表第1から無機物質・天然有機物・塗布剤等が削除されました。これらは記載が無くても従来通り使用可能であり、改正前から当該製品での使用方法に変更はありません。

以上